

第2章 地震災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

次に定める事項以外は、第1編第2章第1節「防災知識普及計画」を準用する。

1 津波ハザードマップの作成・周知

- ① 市は、県や国の支援のもとに、想定地震・津波による浸水区域や浸水深を表したハザードマップを作成し、その周知を図る。

その場合、ハザードマップに示された最大クラスの津波の浸水区域でもそれを超える可能性があること、震災の状況を自ら判断し適切な避難行動をとるべきことをマップの説明に付記するとともに、防災教育等様々な機会を捉えて繰り返し伝え、ハザードマップの性格についての理解向上を図る。

また、各地点の標高を等高線により表した標高マップを作成し、自宅や勤務先等、自分のいる場所の標高を把握し、地震・津波発生時にとるべき行動を確認するよう啓発を行うことや、津波浸水のおそれのある地域にその地点の標高を表示した標識を設置して注意を喚起することも有効である。

- ② 市は、津波防災教育による津波警報や避難指示等の意味と内容についての周知、ハザードマップ等を活用した津波浸水のおそれのある地域の周知等、津波警報等の情報が避難行動に結びつくような取組みを平常時から実施しておく。

第2節 地震防災訓練計画

市は、地震災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとし、具体的な計画については、第1編第2章第2節「防災訓練計画」を準用する。

第3節 消防団の育成・強化

第1編第2章第3節「消防団の育成・強化」を準用する。

第4節 民間防災組織との協力

第1編第2章第4節「民間防災組織との協力」を準用する。

第2編—第2章 地震災害予防計画

第5節 自主防災活動（自主防災組織の整備）

第1編第2章第5節「自主防災活動（自主防災組織の整備）」を準用する。

第6節 防災業務施設の整備計画

第1編第2章第6節「防災業務施設の整備計画」を準用する。

第7節 災害時の緊急物資調達計画

第1編第2章第7節「災害時の緊急物資調達計画」を準用する。

第8節 防災都市・地域づくり計画

地域の特性に配慮しながら、「地震に強い都市・地域づくり」を行う。

1 耐震性の確保

(1) 耐震設計における基本的な考え方

- ① 供用期間中に発生する可能性のある一般的な地震に対して、機能に重大な支障を起こさない。
- ② 直下型地震等高レベルの地震動に対しても、人命に重大な影響を与えない。

(2) 建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設の耐震性の強化を図る。

(3) 代替性の確保、多重化等により総合的なシステムの機能確保を図る。

(4) 主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通・通信施設の耐震設計及びネットワークの充実を図る。

2 地震に強い都市構造の形成

(1) 市及び県は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、それに基づく事業の推進を図る。

(2) 都市計画基礎調査により災害の発生状況等の把握に努め、災害に強い都市・

地域の方針の都市計画への位置付けを推進する。

- (3) 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を図る。
- (4) 老朽木造住宅密集地等、防災上危険な市街地の解消を図る。
- (5) 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点としての機能を図る。
- (6) 防火地域等の活用を図り、避難場所、避難路、延焼遮断帯等都市防災上重要となる地域における建築物の不燃化を図る。
- (7) 避難路となる主要道路沿道の建築物の耐震化を促進する。

3 液状化対策

(1) 住宅・宅地の液状化対策

- ① 市及び県は、戸建て住宅等の敷地内の液状化対策について、住宅・宅地の所有者、建築主等が適切な判断ができるように、関係団体と連携し、次のような項目について、知識の普及と啓発を行う。
 - ア 建築主等の自己責任であること
 - イ 液状化の仕組み等の知識
 - ウ 地盤調査や対策工事の手法
 - エ 地震保険制度等
- ② 液状化の判断における地域ごとの危険度については、市及び県は、情報を提供し、注意を喚起するために、周知を図る。
- ③ 液状化のおそれがある地域において開発や建築を行う場合には、液状化対策に有効な措置を講ずるように注意喚起を行う。
- ④ 埋立地、干拓地における地盤災害対策の推進を図る。

(2) 公共施設の液状化対策

各施設の特性を踏まえた国の技術基準の検討結果を踏まえ、市が管理する公共施設については、市が県と緊密な連絡調整を行い、特に防災拠点施設の液状化対策への対応を検討する。

4 急傾斜地等対策

(1) 目的

- ① 地震により、災害の発生が予想される地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所等について防災施設の整備を図る。

また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、整備補強を行う。
- ② 大規模な盛土造成地での地すべりや古い石垣の崩壊等に対して既存の宅地の安全性の確保を図る。

(2) 方針

- ① 地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について危険区域の指定を進めるとともに防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。

また、人家、道路等を下流域に持つ危険なため池については、貯水の放流、調節等の措置ができるよう堤体の補強及び付帯構造物の新設・改修を行う。

- ② 市及び県は、大規模盛土造成地については、県が実施する調査に協力するとともに、その情報を市民に公開する。

5 津波対策

(1) 目的

津波による被害に対処するため、河川・海岸・漁港施設等の整備を図る。

(2) 方針

人口の集中した後背地を持つ、河川・海岸・港湾・漁港において、堤防等の施設高が予想される津波に対応できるように、堤防・護岸の新設、かさ上げ、補強、防潮水門の設置等を図る。

(3) 津波災害警戒等区域の指定

① 津波災害警戒区域の指定

津波防災地域づくり法第53条に基づき県知事は、基本指針に基づき、かつ津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定する。

② 津波災害特別警戒区域の指定

津波防災地域づくり法第72条に基づき県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定する。

(4) 津波災害警戒区域における避難確保のための措置

- ① 津波災害警戒区域内における避難促進施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要するものが利用する施設を言う。)に対する周知

警戒区域内に避難促進施設がある場合には、市地域防災計画に、当該避難促進施設の名称及び所在地を定めるものとする。

資料編—32 「避難促進施設」

② 避難促進施設における管理者等の責務

ア 地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの（以下この条において「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下この条において「避難確保計画」という。）を作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。

イ 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

③ 避難確保計画に含ませる事項

ア 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項

イ 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項

ウ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項

エ その他避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(5) 住民等への周知

浸水想定区域に指定された区域の住民及び該当施設を利用する周辺住民に対して、上記内容について必要な事項を市広報紙、ハザードマップ及び浸水関連標識等により周知する。

第9節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

1 目的

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して平成8年度以降の年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

市は、下記施設の耐震化について、積極的な推進に努め、県が実施する地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業のうち、市が実施する事業についての推進を図る。

2 計画対象事業

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- ⑤ 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設、漁港施設、ヘリポート、交通管制施設
- ⑥ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- ⑦ 公的医療機関等の病院のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑧ 社会福祉施設のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑨ 公立の小・中学校のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑩ 公立の特別支援学校のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑪ 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物で地震防災上補強を要するもの
- ⑫ 津波により被害を防止し避難を確保するための、海岸保全施設、河川管理施設
- ⑬ 防砂設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- ⑭ 災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ⑮ 防災行政無線設備その他の施設又は整備
- ⑯ 飲料水、電源等の確保のために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備
- ⑰ 非常用食料、救出用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑱ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備又は資機材
- ⑲ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第10節 火災予防計画

1 火災の予防対策

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害となる可能性が高いため、市は、県及び消防機関等と連携し、地震による火災を未然に防止するため、出火防止、延焼防止等、火災予防対策の実施、指導の徹底に努め

第2編—第2章 地震災害予防計画

る。

また、地震等防災アセスメントで示された火災、建物被害を想定した対策を推進する。

なお、次に定める以外の事項については、第1編第2章第9節「火災予防計画」を準用する。

(1) 家庭における火災予防対策

市は、住民に対する地震防災思想の普及に努め、特に地震発生時における出火防止、初期消火、延焼防止を図るため、家庭に消火器具、消火用水等の備えと器具の取扱いを指導する。

① 石油ストーブ

対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。

② 家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

③ その他の出火危険物

アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導する。

第11節 危険物等災害予防計画

第1編第2章第10節「危険物等災害予防計画」を準用する。

第12節 都市災害予防計画

次に定める以外の事項については、第1編第2章第11節「都市災害予防計画」を準用する。

1 津波に係る避難場所・避難路の確保・整備

① 東日本大震災においては、津波が想定していた規模よりはるかに大きかったため、市町村地域防災計画に位置付けられた避難場所・避難所が津波浸水エリアとなった場合も生じた。

市は、新たな地震・津波の想定を踏まえて、既存の避難場所・避難経路の安全性を点検し、必要な対応を行う。

② 津波に対しては、緊急的、一時的に避難し生命の安全をまず確保する避難場所（一時避難場所）・避難路の確保が重要であることから、市は、想定される津波高、浸水深を考慮し、津波浸水が想定されるエリアからできるだけ短時間で避難できるような立地に、一時避難場所を確保・整備する。この場合、避難行動に時間を要する要配慮者の避難に配慮する。

- ③ 地形的条件や土地利用の実態等により適切な一時避難場所の確保・整備が困難な場合は、被災しない構造・高さの建築物の避難場所としての確保を図る。
- ④ 市は、一時避難場所・避難路については、地域住民等が容易に避難場所等を認識できるように、その位置や方向を案内板等により表示するとともに、地震発生後に円滑かつ迅速に避難できるように、日頃から、津波避難訓練等を通じて、周知徹底を図る。
- ⑤ 一時避難場所に至る避難路については、階段、手すり、夜間照明の設置等、できるだけ短時間に安全かつ円滑に避難できるような経路の確保・整備を図る。また、建築物の倒壊等により避難路の機能が阻害されないよう、避難路となる主要道路に接する建築物の耐震化を促進する。
- ⑥ 避難路については、徒歩での避難を原則として確保・整備を図るが、各地域の実情により自動車による避難を想定しておく必要がある場合は、避難車両の集中による渋滞、徒歩での避難者との輻輳による事故の発生等の問題が生じないよう警察等関係機関と避難経路の選定、避難誘導の方法等を自主防災組織活動と協力して検討しておく。

第13節 建築物災害予防計画

次に定める以外の事項については、第1編第2章第12節「建築物災害予防計画」を準用する。

1 建築物等の耐震対策

(1) 木造建築物

市は、自宅の耐震性を診断し、補強を行うよう、自主防災組織活動等と連携して周知を図り、耐震補強等を促進する。

(2) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の1つであるため、市及び県は、その制度の普及促進に努めるものとする。

2 建築物等の安全化

市及び県は、次の事項について、建築物・施設の所有者等に対して啓発を行い、

建築物等の安全化の促進を図る。

- ① 学校、医療機関等、防災対策上特に重要な施設の不燃化
- ② 薬品を管理する施設、ボイラー施設等危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等
- ③ 建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化等
- ④ 機能維持のためのライフライン施設の強化とバックアップ体制

3 コンピューターの安全対策

地震発生の際、庁舎内等の電算室に設置しているコンピューターの一時停止に対する平常時よりの防災対策として電算室内での人的被害を最小とするとともに、速やかにコンピューターを再稼働させることを目標としていく。

(1) 建物に関すること。

- ① 天井、照明器具の落下防止
- ② フリーアクセス床の跳ね上がりや落下防止
- ③ 壁・窓ガラスの破損防止
- ④ 避難エリア・通路の確保

(2) コンピューターに関すること。

- ① 機器の移動・転倒防止
- ② ケーブルの断線やコネクタのゆるみ防止
- ③ データファイルの破損防止
- ④ 重要なシステム・データ等のバックアップサーバの同時に被災しない場所への設置

(3) 電源、空調及び回線設備等に関すること。

- ① 電話設備及び空調設備の固定
- ② 地震感知器による自動停止
- ③ 非常用電源の確保
- ④ 水道配管の破損防止と補給水の手当
- ⑤ 庁内LAN回線の被害防止
- ⑥ NTT通信回線等の地方機関との回線の確保
- ⑦ 自動消火設備の設置

- (4) 什器・備品に関すること。
 - ① データファイルの別室への二重保管
 - ② 移動式データテープ保管棚の転倒防止
 - ③ ロッカー類の転倒防止

- (5) ソフト面の防災対策
 - ① 防災体制の明確化
 - ② 地震時の処置・手順要領の作成と周知徹底
 - ③ ファイルの二重分散保管
 - ④ 復旧連絡網の整備

第14節 ライフライン等施設の災害予防計画

第1編第2章第13節「ライフライン等施設の災害予防計画」を準用する。

第15節 道路災害予防計画

第1編第2章第14節「道路災害予防計画」を準用する。

第16節 緊急輸送活動体制の整備

第1編第2章第15節「緊急輸送活動体制の整備」を準用する。

第17節 医療・保健に係る災害予防対策

第1編第2章第16節「医療・保健に係る災害予防対策」を準用する。

第18節 生活福祉に係る災害予防計画

第1編第2章第17節「生活福祉に係る災害予防計画」を準用する。

第19節 相互応援体制の確立

第1編第2章第18節「相互応援体制の確立」を準用する。

第20節 業務継続計画

第1編第2章第19節「業務継続計画」を準用する。

